

都道府県社会的養育推進計画の策定状況と「見える化」について

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知）により、都道府県等に対して、**令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。**
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、**里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめ。**（令和2年8月7日公表）
- この上で、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について**個別に助言等を実施**するため、昨年10月以降、活用可能な予算等についてオンラインでのブロック会議の実施や、各都道府県への個別ヒアリングを行うとともに、3歳未満児の「家庭養育率」（特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率）の算出を行い、**これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。**（令和3年3月31日公表）（P3～参照）
 - さらに、令和3年度予算では、各都道府県等の取組を支援するため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」と位置付け、
 - ・目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）など**フォスタリング機関に対する支援の拡充**〔令和6年度までの措置〕
 - ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）〔令和6年度までの措置〕や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による**児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進**などに取り組むこととしている。
- 今後、社会的養育推進計画に基づく**各自治体の取組状況をフォローアップ**するほか、里親等委託推進に向けた更なる取組を支援するために定めた「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の実施方針（令和3年2月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）**に基づく取組の強化を図る。**

「見える化」の項目

① 数値目標の水準について（4項目）

- ・ 3歳未満の里親等委託率
- ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
- ・ 学童期以降の里親等委託率
- ・ 特別養子縁組成立件数

② 計算過程について（3項目）

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どものケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）
- （※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」

③ 取組内容について（5項目）

- ・ 施設における里親支援の取組
- ・ 里親支援体制の強化
- ・ 里親等委託推進の具体的な取組
- ・ 里親数等の拡充
- ・ 特別養子縁組支援の取組

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を**「集中取組期間」**として位置付け、毎年度、**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める。**
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
 - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。**

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

・児童入所施設措置費等(1,356億円) ・児童虐待・DV対策等総合支援事業(213億円の内数)
・里親制度等広報啓発事業(2.1億円) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(64億円の内数)
・社会的養護出身者ネットワーク形成事業(12百万円) など

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ①里親のリクルート及びアセスメント、②登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業を支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、**補助率の高上げ(1/2→2/3)**を実施
- 先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設**(補助率10/10)
- 市町村と連携した里親支援**に取り組むため、フォスタリング機関に連携コーディネーターの配置の補助を創設
- 里親委託児童の自立支援の取組を強化するため、フォスタリング機関に**自立支援担当職員の配置**の補助を創設 等

II 特別養子縁組の推進

- 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用や第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 子どもの出自を知る権利に関する支援**等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の実施
- 養親希望者の**手数料負担の更なる軽減**を実施(補助基準額35万円→40万円)
- 不妊治療への支援拡充と併せて、特別養子縁組制度等の普及啓発の取組を強化するため、**普及啓発事業の予算額を大幅に拡充**(予算額8,100万円→2億1,000万円)

里親
養子縁組
施設

III 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進を図るため、施設整備を含む物件確保に向けた支援や職員体制の強化等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、**施設整備費等の補助率の高上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、**定期借地権設定のための一時金加算を創設**
- 都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、整備候補地の確保に向けた**民有地マッチング事業を創設**するとともに、地域小規模児童養護施設等の**定員要件の緩和**を実施(定員6人のみ→定員6~4人の範囲で設定)
- 地域小規模児童養護施設等への**バックアップ機能を強化**するため、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設

IV 施設における地域支援の取組の強化

- 里親養育支援や地域の要支援家庭等の支援に積極的に取り組む施設に対して、職員配置の拡充等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親養育への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、**里親支援専門相談員の配置を拡充(+1名)**
- 施設における**レスパイト・ケアの対象にファミリーホームを追加**
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、**心理療法担当職員の配置を拡充(+1名)**
- 市町村等と連携し、**地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業を創設**(施設機能強化推進費加算を拡充)
- 地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、**家庭支援専門相談員加算の加算要件を緩和**(現行は定員30名以上の施設のみ対象)

V 自立支援の充実

- 里親委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助

<令和3年度予算の拡充内容>

- 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助
- メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、**医療機関等との連携**に必要な経費の補助を創設
- 円滑な自立に向けた取組を強化するため、民間アパート等を借り上げて、一定期間、**一人暮らしを体験**する事業を創設
- 施設退所者等の法律相談に対応するため、**弁護士等との契約**に必要な費用の補助を創設
- 施設退所者等の**入院時の身元保証に対する支援を創設**するとともに、保証人の対象範囲の拡大等の運用改善を実施

自立
支援